

ひめネット（検）第29-1号  
令和6年 4月 5日

〒790-0821

松山市木屋町2丁目8-2 アクティブ木屋町201号  
愛大研  
代表 茶山太一様

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号 大興ビル305号  
適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット  
理事長 野垣康之

## 照会書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴会より、令和6年2月7日付の回答をいただきました。ありがとうございます。

この回答に対する当法人の見解は下記のとおりであり、本件契約について特定商取引法の適用除外であるという回答には疑義があります。

そこで、再度、別紙照会事項のとおり照会をいたします。よろしくご検討のうえご回答頂きますようお願いいたします。

### 記

#### 第1 特定商取引法の適用について

1 貴会は、回答書第3以下（3頁以下）において、本件契約について特定商取引法が適用除外とされる理由として、要旨、特商法は役務内容に着目しており、役務の提供を受ける者に着目しているものではない（2項）、貴会の既卒者コースは高校を卒業した者向けの授業であり小中高校生向けの授業ではない（4項）、等を理由として、特商法の適用対象外であると回答されています。

2 特商法は、特定継続的役務の一つとしていわゆる「学習塾」を規定しているところ（特商法41条1項1号、同条2項、特定商取引法施行令25条・別表第4・5号）、別表第4において「入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。）」と規定されています（下線部等法人。以下同じ。）。

かように、特商法は、役務内容を「入学試験に備えるため（略）の学力の教授」と特定し、対象を「児童、生徒又は学生」に限定して、規制対象としています。

よって、貴会が回答するような「役務内容に着目しており、役務の提供を受ける者に着目しているものではありません。」（回答書4頁）との立場を特商法が取っていないことは明白です。

3 これを本件に当てはめれば、大学入試に必要な学力が現役生・既卒者で異なるもの

ではないことから、受講者に対して提供される役務内容に質的な差異が生ずることはあり得ず、役務内容が特商法の適用除外の決め手となるものではありません。

他方、客観的事実として通信制高校に在学中の「児童、生徒又は学生」である受講者に対する学力の教授ですから、これが特商法の適用除外とすべき法令上の根拠はありません。

- 4 なお、念のため、対象者に関していえば、既卒者のみを対象としたコースは適用対象外となりますが、高校生と浪人生が両方含まれるコースは全体として適用対象となります（令和5年4月21日消費者庁次長通知「特定商取引に関する法律等の施行について」83頁から84頁では、「政令別表第4の5の項に掲げる役務」について、「いわゆる学習塾の役務である。当該役務は、一定の学校の児童、生徒又は学生を対象としたものに限られ、したがって、専ら浪人生等こうした児童、生徒又は学生以外の者のみを対象とした役務は除外される（ただし、これら双方を対象とする役務については、全体としてここに掲げる役務に該当するので注意されたい。）。」と規定されています。）。

本件では、既卒者に対して提供されている役務が既卒者のみに限定して提供されているのであれば格別、現役生と既卒者とが混在して受講している場合には、たとえ「既卒者コース」と銘打っていたとしてもそのコース名称のみによって特商法が適用除外されることにはなりません。

もっとも、本件では客観的事実として通信制高校在学中の生徒に対する学力の教授であることから、特商法が適用されるという結論に消長を来しません。

- 5 以上のとおり、貴会の回答は、「既卒者コース」という名称のみに着目して特商法の適用を排除するというだけにとどまり、法令上の根拠はありません。

## 第2 その余の回答内容について

### 1 入塾料について

当会が指摘したのは、入塾料を徴収すること自体が問題であるというのではなく、貴会の各種媒体の記載上、入塾料に関する記載が区々になされていて一義的ではないという点です。

特定継続的役務である学習塾に関しては、概要書面及び契約書面において、「役務の対価その他役務の提供を受ける者が支払わなければならない金額」を明示しなければなりません（特商法42条2項2号、施行規則92条1項1号ニ、施行規則94条1項1号）。

ほとんどの受講者の誘引に資すると思われるウェブサイト上の記載では入塾料の記載がなされておらず、パンフレットを示されたときに初めて入塾料が必要であることを認識するという事態は、消費者保護に資するものではないばかりか（消費者基本法5条1項2号参照）、書面不備ないし書面不交付として刑事罰、行政処分の対象となり得ます。

この点について、ウェブサイト上には入塾料の記載がなされておらず、概要書面や契約書類が交付されていない本件において、入塾料を徴収できるという貴会の見解を照会するものです。

### 2 テキスト代について

受講者は現実に参考書の購入を指示されて購入していますので、「本件生徒様に対してテキスト代を請求したことはありません」という回答（回答書3頁）は事実と反します。そこで、この点についても再度、貴会の見解を照会します。

以上

(別紙)

## 照会事項

- 1 貴殿のウェブサイト上では、本件契約の当時、入塾料の記載はなかったにもかかわらず、既卒ゼミご案内パンフレットには入塾料の記載があり、契約者は授業料に加えて入塾料を支払うことになりました。

そこで、ウェブサイト上の記載とパンフレットにおける入塾料の記載が区々となっていること、及び、上記各不記載・記載にかかわらず相談者に入塾料を請求できるとした貴殿の判断についてご説明ください。

- 2 貴殿のホームページ上において、「運営費、テキスト代など全てを含んでおりこれ以外の料金は一切いただいておりません。」と明記しているにもかかわらず、本件契約相談者に対してテキスト代を請求したことについてご説明ください。

- 3 授業料の返還について、2023年5月中の申し出にもかかわらず、6月分の授業料は返還しないという扱いにされています。既卒ゼミご案内パンフレットによれば(6頁)、「個別指導の授業をお休みされる、または変更される場合は授業開始の前日までに担当講師に必ずご連絡ください。補講を行うことができます。」との記載があります。この記載を前提とすれば、個別指導の変更・調整は前日まで可能なのですから、授業料返還を7月分以降(6月分は全額貴殿が収納)することができるというパンフレット上の根拠はないものと思います。

クーリングオフに伴って授業料の全額を返還しないという取り扱いについては特商法違反、仮にクーリングオフが認められないとしても「平均的な損害を超える」ものとして消費者契約法10条、9条に違反するものと考えられます。

そこで、本件契約において貴殿が授業料の全部又は一部返還を拒否するという見解について、法令上の根拠を添えてご説明ください。